

経済連携協定の利用 (物品貿易に関する協定)

EPA特恵関税利用の入口！

HSコードの確定

★ 経済連携協定はHSコード(関税分類番号)で規定されている！

EPAを利用して輸出入取引する場合、最初に正しい関税分類番号の確定が極めて重要になる。
EPA物品貿易協定ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。
従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。正しい関税分類番号を確定することが大切である。

★ HSコード(関税分類番号)は輸入国税関の判断！

輸入締約国税関と輸出締約国税関の関税分判断が類異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。
従って、HSコードの確定には次の方法を推奨する。

- 1) 過去輸入締約国に同一製品を輸出入したことがあるならば、その輸入時の納税証明書、輸入許可証のHSコード、あるいは統計品目番号を輸入者に問い合わせる。
- 2) 過去輸入締約国に同一製品を輸出入したことがない場合、日本税関では品目分類の事前教示制度を利用した書面(回答書)によるHSコードの確定を行う。日本の場合、この回答書を輸入通関時に提示すると3年間回答書内容に基づいた通関ができる。

他の東南アジア諸国にも同様の制度があり、その制度を利用してHSコードの確定する。



日本の品目分類の事前教示制度 <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>
タイの「事前教示制度」 <https://www.jetro.go.jp/world/qa/W-150806.html>

★ HSコード(関税分類番号)とは？

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。

このHS条約は1988年1月に発効し、2023年7月現在160国・地域及びEUが加盟、HS適用国(含むHS条約非加盟国)は200以上に上る。HS品目表はおよそ5年ごとに改正されている。

HSコードの確定

- ・各EPAでは、協定書の中で採用されているHSコードの年版が異なる。
＝原産地証明書には採用年版のHSコードを記載すること。

★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコード(＝最新HSコードを記載)は異なるので要注意。

HSコードのバージョン	協 定
HS2002年版	日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日フィリピン、日チリ、日ブルネイ、日タイ(ただし品目別規則については2022年1月1日より2002年版から2017年版に変更)、日インドネシア(ただし品目別規則については2024年2月5日より2002年版から2017年版に変更予定)、日ASEAN(ただし品目別規則については2023年3月1日より、2002年版から2017年版に変更)
HS2007年版	日ベトナム、日スイス、日インド、日ペルー
HS2012年版	日オーストラリア、日モンゴル、CPTPP、RCEP(ただし品目別原産地規則については2023年1月1日よりHS2022年版に変更)
HS2017年版	日EU、日米、日英、日タイ品目別原産地規則 日ASEAN品目別原産地規則
HS2022年版	RCEP品目別原産地規則

参考資料:

税関「関税分類の概要」

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm

税関「輸入手続きの便利な制度」

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>

税関「輸入申告書」

https://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf

税関「輸入申告書の記載方法について」

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1110_jr.htm

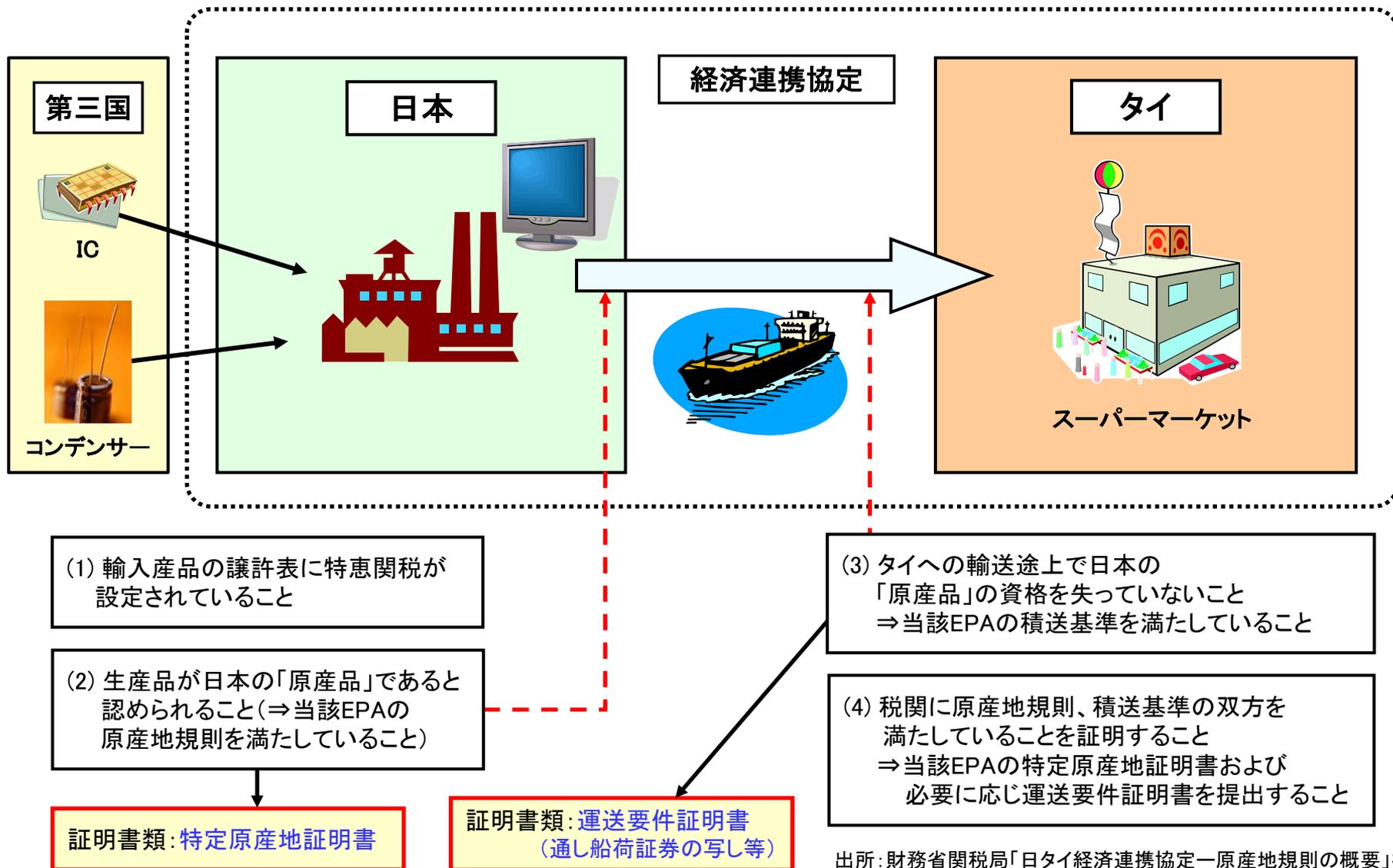
税関「EPA相手国の事前教示制度」

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/EPA_aitekokujiizenkyouzi.pdf

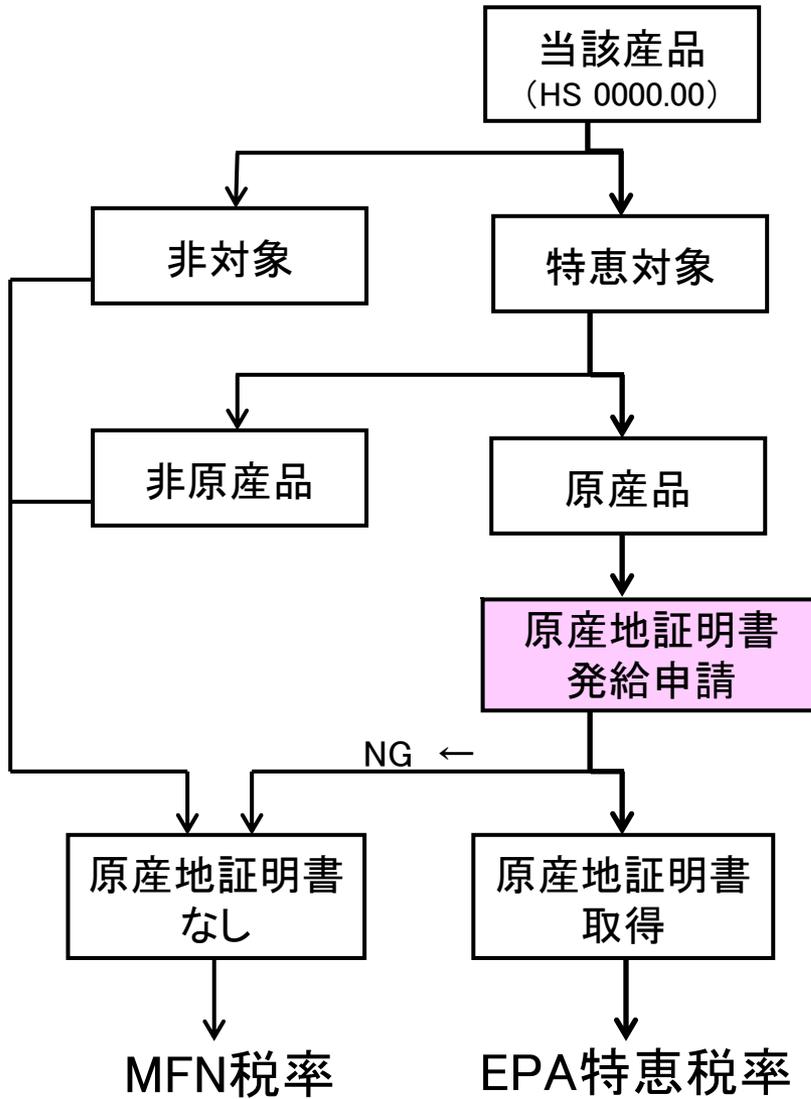
※旧バージョンのHSコードは以下リンクから確認可能 <https://www.customs.go.jp/yusyutu/>

協定の特恵関税適用のための条件

日本タイEPAの場合



日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、
 ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
 ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する(12頁参照)

特惠関税を関税率表および協定附属書(譲許表)から調べる

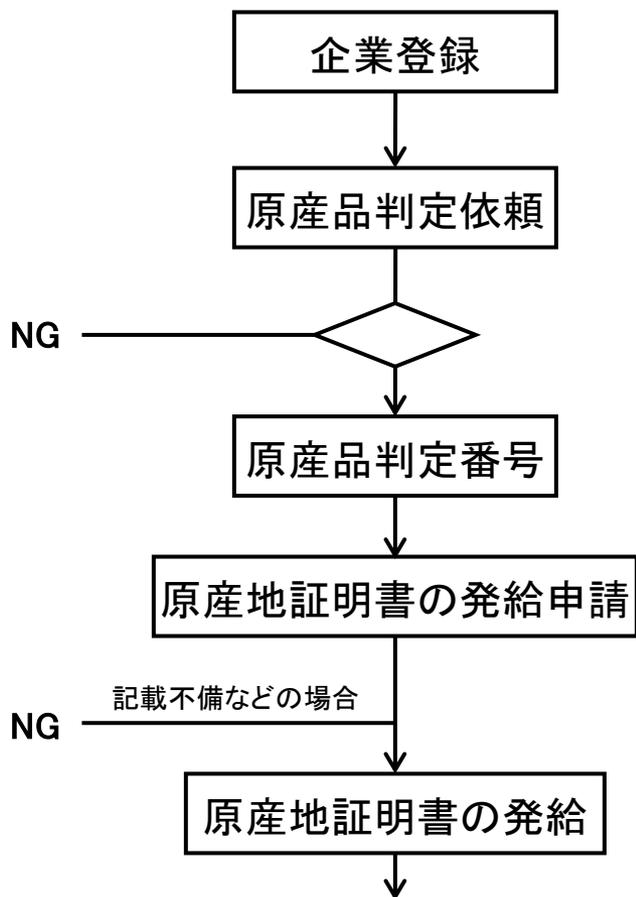
原産地規則を協定附属書(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

<タイの場合>

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	タイ側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	タイで

原産地証明書発給の流れ



輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。
企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。
登録内容に変更がない限り、2年間有効。

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該製品の原産地規則を満たす原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、係る必要情報を入力し、判定を依頼。
必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認、関係者への照会、あるいは調査がある。

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。
申請内容に変更がない限り、有効期限なし。

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する。

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該製品の原産品判定を受けておく⇒「原産品判定番号」を取得しておく。
以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

輸入締約国の輸入者に送付
輸入者は税関に提出、特惠税率で通関

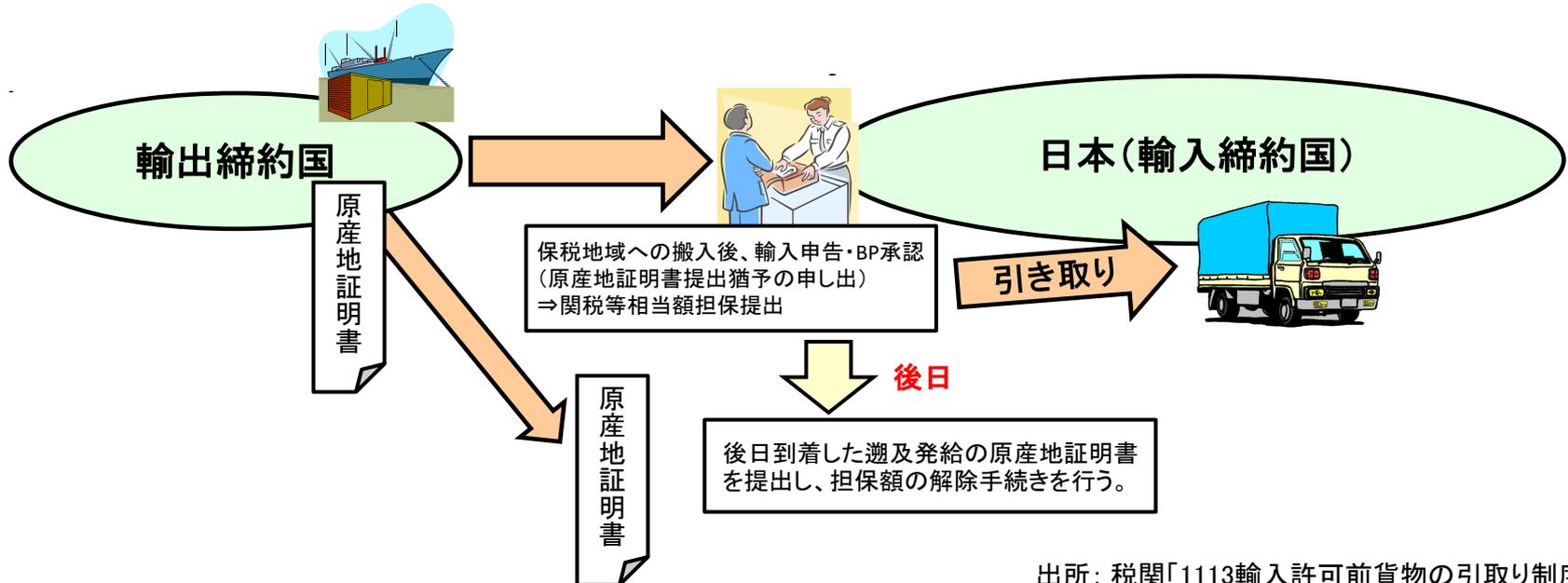
詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>

許可前引き取り承認制度 EPAを利用した輸入通関手続き

輸入貨物は、輸入の許可を受けなければ国内に引き取ることはできない。しかし、この原則を厳守して貨物を長く保税地域に留置させることは、輸入者の商取引上商機を逸することにもなり、適当でない場合がある。

以下のような貨物について輸入の許可前に貨物を直ちに引き取ることが可能となる許可前引き取り承認制度（Before Permit: BP）を導入している。なお、許可前引き取り承認制度を利用する場合には、関税等相当額の担保を税関に提出した上で税関長の承認を受ける必要がある。（関税法第73条）

- ・貴重品や危険物、変質・損傷のおそれがあり、特に引取りを急ぐもの
- ・展示会等へ出品するもので時間的制約があるとき
- ・特惠税率又は経済連携協定に基づく税率の適用のため必要とされる原産地証明書の提出が遅れるとき
（ただし、いずれの場合も「原産地証明書の提出猶予」の承認を受けた場合に限る。）
- ・陸揚げ後に数量を確定させる契約による貨物であり、輸入申告時に貨物の数量が確定していないとき



出所：税関「1113輸入許可前貨物の引取り制度」

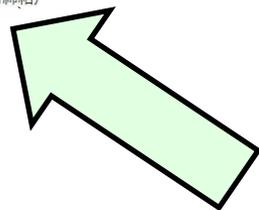
日本のEPA協定文・附属書の調べ方(1)

外務省ウェブサイト>外交政策>経済>自由貿易協定/経済連携協定

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>

発効済み・署名済み

- ▶  日・シンガポールEPA (2002年11月発効、2007年9月改正議定書発効)
- ▶  日・メキシコEPA (2005年4月発効、2007年4月追加議定書発効、2012年4月改正議定書発効)
- ▶  日・マレーシアEPA (2006年7月発効)
- ▶  日・チリEPA (2007年9月発効)
- ▶  日・タイEPA (2007年11月発効)
- ▶  日・インドネシアEPA (2008年7月発効)
- ▶  日・ブルネイEPA (2008年7月発効)
- ▶  日ASEAN・EPA (2008年12月から順次発効)
- ▶  日・フィリピンEPA (2008年12月発効)
- ▶  日・スイスEPA (2009年9月発効)
- ▶  日・ベトナムEPA (2009年10月発効)
- ▶  日・インドEPA (2011年8月発効)
- ▶  日・バーレーンEPA (2012年3月発効)
- ▶  日豪EPA (2015年1月発効)
- ▶  日・モンゴルEPA (2016年6月発効)
- ▶ TPP12 (環太平洋パートナーシップ) (2016年2月署名、日本は2017年1月締結)
- ▶ TPP11 (包括的・先進的TPP協定) (2018年12月発効)
- ▶  日EU・EPA (2019年2月発効)
- ▶  日米貿易協定・日米デジタル貿易協定 (2020年1月発効)
- ▶  日英EPA (2021年1月発効)
- ▶ 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定 (2022年1月発効)



外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

外務省について | 会員・発表・広報 | 外交政策 | 国・地域 | 海外滞在・滞在 | 申請・手続き

経済上の利益の確保・増進

経済連携協定 (EPA) / 自由貿易協定 (FTA)

日本のEPA・FTAの状況 (2016年8月現在)

▶ 発効済・署名済 (10)
シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、バーレーン、オーストラリア、モンゴル、TPP12、TPP11、EU、日米貿易協定、日米デジタル貿易協定、日英貿易協定、RCEP (署名済)

▶ 発効中 (0)

▶ 署名済・署名済み (0)

▶ 交渉中 (0)

▶ その他 (交渉中または署名済)

更新情報

▶ 第2回東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 閣僚級会合の開催 (平成28年11月1日)

EPA・FTAとは

幅広い経済関係の強化を目的として、貿易や投資の自由化・円滑化を定める協定です。日本は当初から、より幅広い分野を含むEPAを推進してきました。近年世界で締結されているFTAの中には、日本のEPA同様、関税削減・関税やサービス以外の分野を含むものも見受けられます。

FTA: 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

EPA: 貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力や標準等を盛り込み、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

▶ 経済連携協定の効果 貿易・投資の向上 (平成24年12月) (PDF) (J)

▶ EPA・FTAインフラット (平成23年1月)

我が国の経済連携に関する方針

▶ 「日本再興戦略」改訂2014 (英文) (PDF) (J) / 英文 (PDF) (J) (平成26年6月24日)

▶ 日本再興戦略 (英文) (PDF) (J) / 英文 (PDF) (J) (平成25年6月14日)

日本と各国・地域とのEPA / FTA

▶ 我が国の経済連携の地図 (PDF) (J)

▶ 発効済み・署名済EPAについて (PDF) (J)

発効済み・署名済み

- ▶  日・シンガポールEPA (2002年11月発効、2007年9月改正議定書発効)
- ▶  日・メキシコEPA (2005年4月発効、2007年4月追加議定書発効、2012年4月改正議定書発効)
- ▶  日・マレーシアEPA (2006年7月発効)
- ▶  日・チリEPA (2007年9月発効)
- ▶  日・タイEPA (2007年11月発効)
- ▶  日・インドネシアEPA (2008年7月発効)
- ▶  日・ブルネイEPA (2008年7月発効)
- ▶  日ASEAN・EPA (2008年12月から順次発効)
- ▶  日・フィリピンEPA (2008年12月発効)
- ▶  日・スイスEPA (2009年9月発効)
- ▶ 日・ベトナムEPA (2009年10月発効)
- ▶ 日・インドEPA (2011年8月発効)
- ▶ 日・バーレーンEPA (2012年3月発効)
- ▶ 日豪EPA (2015年1月発効)
- ▶ 日・モンゴルEPA (2016年6月発効)
- ▶ TPP (環太平洋パートナーシップ) (2016年2月署名)

日本のEPA協定文・附属書の調べ方(2)

日本タイ協定の場合

和文テキスト

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

本文へ | English | リンクページ

フリーワード検索

外務省案内 | 渡航関連情報 | 各国・地域情勢 | 外交政策 | ODA | 会談・訪問 | 報道・広報 | キッズ外務省 | 史料

トップページ > 外交政策 > 経済

経済

日タイ経済連携協定

- ▶ 和文テキスト (PDF)
- ▶ 附属書1(第2章関係) 第18条に関する表 (PDF)
- ▶ 附属書2(第3章関係) 品目別規則 (PDF)
- ▶ 附属書3(第4章関係) 原産地証明書の必要な記載事項 (PDF)
- ▶ 附属書4(第6章関係) 電気製品に関する附属書 (PDF)
- ▶ 附属書5(第7章関係) 第77条に関する特定の約束に係る表 (PDF)
- ▶ 附属書6(第8章関係) 投資に関する表 (PDF)
- ▶ 附属書7(第9章関係) 自然人の移動に関する特定の約束 (PDF)
- ▶ 英文テキスト
- ▶ 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定第一二条に基づく日本国政府とタイ王国との取極」(日本語版訳 (PDF)・英語 (PDF))

附属書1(第2章関係) 第18条に関する表

第二節 日本国の表

品目	品名	品別	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010			
01.01	鶏肉(生きているもの(屠殺))	A																					
01.02	鶏肉(生きているもの(屠殺))	A																					
01.03	鶏肉(生きているもの(屠殺))	A																					

附属書2(第3章関係) 品目別規則

品目別規則

品目別規則

品目別規則

(タイの譲許表)
Annex 1 Schedule in relation to Article 18 (PDF) 309頁以降

Section 2
Schedule of Thailand

HS Code	Description of goods	Country	Tariff reduction																				
			2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014										
01.01	Live birds, tame, new sex chicks	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
01.02	Live birds, tame, new sex chicks	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
01.03	Live birds, tame, new sex chicks	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/t_hailand/kyotei.html

経済連携協定文の理解

日本タイ協定の場合

目次

前文

第一章 総則

- 第一条 目的
- 第二条 一般的定義
- 第三条 透明性
- 第四条 公衆による意見提出の手続
- 第五条 行政上の措置に関連する手続
- 第六条 審査及び上訴
- 第七条 腐敗行為の防止に関する措置

第八条 秘密の情報

第九条 租税

- 第十条 一般的例外及び安全保障のための例外
- 第十一条 他の協定との関係
- 第十二条 実施取極
- 第十三条 合同委員会
- 第十四条 両締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

- 第十五条 定義
- 第十六条 物品の分類
- 第十七条 内国民待遇
- 第十八条 関税の撤廃
- 第十九条 関税上の評価

第二十一条 非関税措置

- 第二十二条 二国間セーフガード措置
- 第二十三条 国際収支の擁護のための
- 第二十四条 運用上の手続規則
- 第二十五条 物品の貿易に関する小委
- 第二十六条 見直し

第三章 原産地規則

- 第二十七条 定義
- 第二十八条 原産品
- 第二十九条 累積
- 第三十条 僅少の非原産材料
- 第三十一条 原産資格を与えることとならない作業

第三十二条 積送基準

- 第三十三条 組み立ててないか又は分解してある産品
- 第三十四条 代替性のある産品及び材料
- 第三十五条 間接材料
- 第三十六条 附属品、予備部品及び工具
- 第三十七条 小売用の包装材料及び包装容器
- 第三十八条 船積み用のこん包材料及びこん包容器
- 第三十九条 関税上の特惠待遇の要求
- 第四十条 原産地証明書
- 第四十一条 照会に対する回答
- 第四十二条 輸出に関する義務
- 第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請
- 第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1. 物品貿易に関するEPAを利用するならば、少なくとも第2、3、4章を読み理解する。

2. 特に原産地規則の理解には第3章を読み理解する。

重要：マニュアルやセミナー資料だけ読み、協定文、附属書、運用規則などを読まずに理解したつもりで利用し続けるのは危険！